

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になると翌日)

目次
◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十三号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十二月十日から施行する。

昭和四十三年十二月五日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

1の項中

元県道木地山倉吉線 吉市住吉町三番地 から同市同町八三番地 先までの間	一六〇メートル	終日	を
--	---------	----	---

改める。

3の項中

元県道木地山倉吉線 吉市住吉町三番地 から同市同町八三番地 先までの間	一六〇メートル	大型自動車（ 大型乗用自動 車を除く。）	終日
県道谷郡家線、八頭郡 二家町大字八家字上屋敷二 番地、一郡家字町尻三から同 番地の一先までの間	二五〇メートル	大型自動車	終日

一般国道九号線 気高郡青谷町大字 一青谷字向和田谷五、二八五番の四 三、五二九番の二地先までの間	九七五メートル	高速車・中速車 四〇キロメートル	を
--	---------	---------------------	---

一般国道九号線 気高郡青谷町大字 一洗井字植木一、〇八四番の一 から同町大字洗井字抜田一九〇番 の一地先までの間	九〇〇メートル	高速車・中速車 四〇キロメートル （ただし、兵 庫県方向に向 場合を除く。）	を
---	---------	--	---

一般国道九号線 岩美郡岩美町大字 一洗井字上土居一、〇五六番の一 番地先までの間	一、〇五〇 メートル	高速車 五〇キロメートル （ただし、兵 庫県方向に向 場合を除く。）	を
--	---------------	--	---

県道智頭佐用線 八頭郡智頭町大字 一郷原一五五番地の五地先から同町 大字大内七四二番地の一地先まで の間	四〇〇メートル	四〇キロメートル （右同）	を
---	---------	------------------	---

改める。

4の項中

<p>一般国道九号線 鳥取市浜坂字鶴殿谷一、〇六八番の一地先から同市覚寺地内酒田橋東詰までの間</p>	<p>一般国道九号線 岩美郡岩美町大字洗井字上土居一、〇五六番の一地先から同町大字洗井字抜田一九五番地先までの間</p>	<p>一般国道九号線 鳥取市浜坂字鶴殿谷一、〇六八番の一地先から同市覚寺地内酒田橋東詰までの間</p>	<p>一般国道九号線 米子市祇園町二丁目一〇八番地地先から同市陰田町六一五番地地先までの間</p>	<p>一般国道九号線 米子市祇園町一丁目一七番地地先から同市陰田町六一五番地地先までの間</p>	<p>県道智頭佐用線 八頭郡智頭町大字中原一四番の次一地先から同町大字福原二五番地地先までの間</p>	<p>県道智頭佐用線 八頭郡智頭町大字郷原一五五番地の五地先から同町大字大内七四二番地の一地先までの間</p>
八五〇メートル	一、〇五〇メートル	八五〇メートル	一、〇〇〇メートル	六二〇メートル	四〇〇メートル	四〇〇メートル
小型特殊自動車を追いつく場合を除く。ただし、砂丘トンネル方	小型特殊自動車を追いつく場合を除く。ただし、兵庫県方方向に	小型特殊自動車を追いつく場合を除く。ただし、砂丘トンネル方	右	高速車・中速車四〇キロメートル	四〇キロメートル	四〇キロメートル

に、を、に、を、に、

改める。

6の項中

<p>一般国道二九号線 八頭郡若桜町大字浅井二五九番地の四地先から同町大字若桜字荒神田九七六番の三地先までの間</p>	<p>一般国道二九号線 八頭郡若桜町大字浅井二五九番地の四地先から同町大字若桜字荒神田九七六番の三地先までの間</p>	<p>一般国道九号線 米子市久米町一五〇番地地先から同市陰田町六一五番地地先までの間</p>	<p>一般国道九号線 西伯郡名和町大字西坪一八二番の三地先から同町大字御来屋二二五番地の一地先までの間</p>	<p>一般国道九号線 西伯郡名和町大字西坪一八二番の三地先から同町大字御来屋二二五番地の一地先までの間</p>	<p>一般国道九号線 気高郡青谷町大字青谷字向和谷五、二八五番の四、二九番の二地先までの間</p>	<p>一般国道九号線 気高郡青谷町大字青谷字センバ五、四八八番の五地先から同町大字青谷字遠藤三、五二九番の二地先までの間</p>
七五五メートル	七五五メートル	一、六〇〇メートル	一、一〇〇メートル	一、一〇〇メートル	一、一七五メートル	九七五メートル
小型特殊自動車を追いつく場合を除く。ただし、砂丘トンネル方	小型特殊自動車を追いつく場合を除く。ただし、兵庫県方方向に	小型特殊自動車を追いつく場合を除く。ただし、砂丘トンネル方	右	右	右	右

に、を、に、を、に、を

改める。

8の項中

<p>地先十字路 大字郡家七五番地の三</p> <p>の七地先T字路 字途山下分四七番</p>	<p>地先十字路 大字郡家七五番地の三</p>	<p>地先十字路 大字郡家七五番地の三</p>	<p>8の項中</p>	<p>県道倉吉由良線 倉吉市 福吉町一、四〇四番地 先から同市旭田町地内 口橋南詰までの間</p>	<p>一般国道一七九号線、鳥 道倉吉青谷線 倉吉市海 市八四番の五地先から同 市上井町一丁目地内倉吉 線山根踏切までの間</p>	<p>一般国道一七九号線、鳥 道倉吉青谷線 倉吉市海 市八四番の五地先から同 市上井町一丁目地内倉吉 線山根踏切西詰までの間</p>	<p>一般国道二九号線 鳥取 市桂木字會地向三〇二番 の三番地先から同市杉崎 一九番地先までの間</p>	<p>一般国道九号線 鳥取市 湖山町九三一番地先から 同市同町字池淵外浜一、 七五一番地先までの間</p>	<p>一般国道九号線 鳥取市 湖山町九三一番地先から 同市同町字池淵外浜一、 七五一番地先までの間</p>
二	四	四		四〇〇メートル	一、七三〇メートル	一、七三〇メートル	一、一〇〇メートル	一、八〇〇メートル	一、八〇〇メートル
				"	"	"	"	"	"
				"	終日	終日	"	"	"

に、

を

に

を

に、

を

10、左折禁止及び右折禁止
10の項を次のように改める。

る。

<p>場 所</p> <p>2の項において一方通行とした道路の区間中の各交差点</p>	<p>禁止の方向</p> <p>一方通行とした道路に交差する道路を進行し、一方通行とした道路の交差点において当該一方通行に逆行する左折又は右折</p>	<p>対象</p> <p>2の項において区間ごとと定めた対象と同じ。</p>	<p>時間</p> <p>2の項において区間ごとと定めた時間と同じ。</p>
<p>地先 紙子谷字門上谷二八番の二</p>	<p>津ノ井二六二番地地先</p>	<p>津ノ井二六二番地地先</p>	<p>津ノ井二六二番地地先</p>
<p>地先T字路 大字青谷四〇二番地の二</p>	<p>大字八橋一、三七〇番地</p>	<p>大字八橋一、三七〇番地</p>	<p>大字八橋一、三七〇番地</p>
<p>地先 大字八橋一、三七〇番地</p>	<p>大字八橋一、三七〇番地</p>	<p>大字八橋一、三七〇番地</p>	<p>大字八橋一、三七〇番地</p>
<p>地先 大字八橋一、三七〇番地</p>	<p>大字八橋一、三七〇番地</p>	<p>大字八橋一、三七〇番地</p>	<p>大字八橋一、三七〇番地</p>

に改め

を

に、

を

に、

を

に、

を

